

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年4月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第34号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1のイの(イ)中「262万1,000円」を「266万円」に改め、同表の2のアの(ウ)中「1,080円」を「1,110円」に改め、同表の3のウの

(7)中

18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000

を

18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100

に改め、同ウの(イ)中

6,000	8,000	12,000	14,600	18,500
9,700	12,600	17,900	21,200	26,800

を

6,000	8,100	12,100	14,700	18,600
9,800	12,700	18,000	21,400	27,000

に改め、同表の6のイ中「56万7,000円」を「57万6,000円」に改

め、同表の8のア中「小学校児童()」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校生徒()」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加え、同8のウの(イ)中「4,200円」を「4,300円」に、「4,500円」を「4,600円」に、「4,900円」を「5,000円」に改め、同表の9のウ中「20万8,700円」を「21万400円」に、「16万7,000円」を「16万8,300円」に改め、同表の12のイ中「13万4,300円」を「13万4,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第280号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項及び第32条第1項の規定による貸付金(償還がされていない貸付金のうち別に指定するものに限る。)の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成28年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者の所在地
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者の名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

こども・家庭課

長野県告示第281号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成28年4月28日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里、信州新町日原西、中条住良木、大岡乙の各一部	平成29年3月31日まで
松本市	松本市中川の一部	〃
上田市	上田市上室賀、長瀬、塩川の各一部	〃
飯田市	飯田市南信濃木沢の一部	〃
須坂市	須坂市大字日滝の一部	〃
伊那市	伊那市坂下、山寺の各一部	〃
駒ヶ根市	駒ヶ根市下平の一部	〃
中野市	中野市一本木、竹原、若宮、新井、吉田、中野の各一部	〃
茅野市	茅野市玉川の一部	〃
佐久市	佐久市上小田切、田口の各一部	〃
千曲市	千曲市大字戸倉の一部	〃
東御市	東御市塩川の一部	〃
南佐久郡佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字大日向の一部	〃
南佐久郡川上村	南佐久郡川上村大字川端下の一部	〃
小県郡青木村	小県郡青木村大字田沢の一部	〃
上伊那郡飯島町	上伊那郡飯島町七久保の一部	〃
上伊那郡中川村	上伊那郡中川村片桐、大草の各一部	〃
上伊那郡宮田村	上伊那郡宮田村大田切区、大久保区の各一部	〃
下伊那郡阿南町	下伊那郡阿南町和合の一部	〃
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村神原の一部	〃
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塩の一部	〃
木曽郡上松町	木曽郡上松町大字小川、大字上松の各一部	〃
木曽郡南木曽町	木曽郡南木曽町田立の一部	〃
木曽郡木曽町	木曽郡木曽町福島の一部	〃
木曽郡木祖村	木曽郡木祖村大字藪原の一部	〃
木曽郡大桑村	木曽郡大桑村大字野尻、大字長野、大字殿の各一部	〃
東筑摩郡麻績村	東筑摩郡麻績村麻の一部	〃
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の一部	〃
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	〃
埴科郡坂城町	埴科郡坂城町大字坂城の一部	〃
上高井郡高山村	上高井郡高山村大字高井、奥山田の各一部	〃
上水内郡飯綱町	上水内郡飯綱町大字赤塩の一部	〃
上水内郡信濃町	上水内郡信濃町大字富濃の一部	〃
下高井郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町大字戸狩の一部	〃
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字穂高、往郷の各一部	〃
下高井郡野沢温泉村	下高井郡野沢温泉村大字東大滝、前坂の各一部	〃
下水内郡栄村	下水内郡栄村大字塚区の一部	〃

農地整備課

長野県告示第282号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成28年4月21日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成28年4月28日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
佐久浅間農業協同組合	佐久市猿久保882	佐久市中込3400-28 佐久浅間農業協同組合 佐久総合病院支所佐久医療センター出張所

会計課

長野県告示第283号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年4月25日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年4月28日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
浅間商事株式会社	佐久市岩村田748	佐久市中込3032 浅間自動車学校

会計課

長野県公安委員会告示第18号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり施設閉所の届出があり指定を取消しました。

平成28年4月28日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

指定を受けた者			特定講習を行う事務所		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
浅間商事株式会社	佐久市岩村田748番地	室作和雄	浅間自動車学校	佐久市中込3032番地	閉所により指定取消し		平成28年3月31日

東北信運転免許課

長野県公安委員会告示第19号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者氏名の変更、名称の変更及び施設閉所の届出がありました。

平成28年4月28日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
有限会社小諸自動車教習所	小諸市大字森山85番地	木島公昭	小諸自動車教習所	小諸市大字森山85番地	木島和郎	木島公昭	平成28年4月1日
浅間佐久自動車学校株式会社	佐久市猿久保35番地7	室作淳一	佐久自動車学校	佐久市猿久保35番地7	浅間佐久自動車学校	佐久自動車学校	平成28年4月1日
浅間商事株式会社	佐久市岩村田748番地	室作和雄	浅間自動車学校	佐久市中込3032番地	閉所により認定取消し		平成28年3月31日

東北信運転免許課

選告示第16号

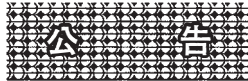
長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成28年4月28日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中「長野市民病院」を「地方独立行政法人長野市民病院」に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成28年4月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

第3期長野県高速情報通信ネットワーク整備事業業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成29年7月1日から平成34年6月30日まで

(4) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書を入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 参加者の資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

ウ 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 過去5年以内に国又は地方公共団体の委託を受けて、第3期長野県高速情報通信ネットワーク整備事業業務委託と同種の業務を誠実に履行した実績を有すること。

カ 第3期長野県高速情報通信ネットワーク整備事業業務の保守及び管理業務を迅速に行う体制が整備されていること。

(2) 共同企業体を構成する場合の事項

次のいずれにも該当する者であることとします。

ア 共同企業体を構成する全ての者は、(1)のアからエまでに掲げる事項に該当する者であること。

イ 共同企業体を構成する者のうち、1人以上が(1)のオ及びカに掲げる事項に該当するものであること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(1)のイに該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(1)のイの等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026(235)7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画振興部情報政策課
電話 026(235)7138

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 技術提案書及び入札書の提出期限並びに提出場所

ア 日時 平成28年6月10日(金) 午後5時
郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、平成28年6月10日(金)午後5時までの必着とします。

イ 場所 4の場所

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年6月14日(火) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成28年6月7日(火)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。